

平成 26 年度第 1 回市原市環境審議会議事録

- 1 日 時：平成 26 年 8 月 20 日（水） 午前 10 時 00 分～午後 12 時 30 分
- 2 場 所：市原市役所 議会棟第 4 委員会室
- 3 出席者
 - (1)委 員
坂内委員、板倉委員、小泉委員、羽鳥委員、深谷委員、加藤委員、岡田委員、平野委員、安藤（貞）委員、萩原委員、齊藤委員、泉水委員、小野委員、安藤（生）委員、堀田委員、小林委員、鈴木委員
…計 17 人
 - (2)事業者
新井総合施設(株)
…計 4 人（コンサルタント含む。）
 - (3)事務局
平田部長、増田次長、畑島課長、白井課長補佐、菅野係長、末吉係長、田中係長、高橋係長、片上副主査、岡田主事
…計 10 人
- 4 一般傍聴者 3 人
- 5 議 題：
 - (1)審議事項
 - ・君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書について
 - (2)報告事項
 - ・（仮称）市原市生物多様性地域戦略の概要について
- 6 内 容
司 会：本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めます環境管理課の白井と申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。
この度の審議会は任期満了に伴う委員改選後、初めての会議でございます。委員とされます皆様方には、委員のご応募、またはご承諾をいただきまして誠にありがとうございました。早々ではご

ございますが、審議会に先立ちまして、今回の改選により環境審議会委員をお願いいたしました皆様への委嘱状交付式を執り行います。本来、市長の佐久間から直接交付させていただくところでございますが、本日は所用のため、環境部長の平田より委嘱状を交付いたします。ただ今から各委員のお席の前まで伺いますので、まいりましたらその場でご起立いただきますようお願いいたします。

部 長：～各委員に委嘱状交付～

司 会：それでは、会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に机に置かせていただいております資料としまして、

- ・本日の会議の「次第」、
- ・「市原市環境審議会委員名簿」、
- ・「市原市環境審議会規則」、
- ・本日の「席次表」、
- ・A3版の「(仮称)市原市生物多様性地域戦略の概要」と題した資料をお配りしております。

その他、環境審議会へのご出席が本日初めてとなります方々には、

- ・「改訂市原市環境基本計画」の冊子を併せて配布させていただきます。

続きまして、事前配布させていただきました資料といたしまして、

- ・A4版カラー刷りホチキス留めの「君津環境整備センターの現状及び君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書の概要」、
- ・水色の冊子が2冊、うち、厚い冊子が「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書」、薄い冊子が「その概要書」、

となります。

不足している資料がございましたら、お声掛けくださいますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なお、本日、日浦様、小宮様、犬伏様の3名の方がご都合によりまして欠席とのご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。それではここで、環境部長の平田よりご挨拶を申し上げます。

部 長：挨拶(省略)

司 会：それでは、議事に入りたいと存じます。今回、委員が改選となりましたので、会長及び副会長の選出を行います。市原市環境審議

会規則では、会長が会議の議長を務めることとなっておりますが、会長、副会長が選出されるまでの間、事務局の平田環境部長が臨時に議事を進行させていただきたいと思います。平田部長、よろしく申し上げます。

(仮) 議長：僭越でございますけれども、臨時に議事の方を進めさせていただきます。まず、会議の成立についてでございますけれども、本日の出席委員は総委員数20名のうち17名の出席をいただいております。過半数を超えておりますことから、市原市環境審議会規則第5条第2項の規定により本日の会議は成立しております。

それでは、議事1の「会長、副会長選出について」に入ります。市原市環境審議会規則第4条第1項により、委員の互選により選出することとなっております。はじめに「会長の選出」についてお諮りいたします。自薦、他薦、何でも結構でございますので、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員 A：引き続き、会長には泉水委員を推薦いたします。

(仮) 議長：ただ今、泉水委員を、というご推薦がございましたがいかがでしょうか。

～発言なし～

他にご発言がないようですので、泉水委員に会長をお願いすることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

～泉水委員を除く全員挙手～

(仮) 議長：挙手多数ですので、泉水委員に会長をお願いすることに決定いたしました。続きまして、「副会長の選出」についてお諮りいたします。これにつきましても、自薦、他薦、何かご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

委員 A：引き続き小野委員を推薦いたします。

(仮) 議長：ただ今、小野委員を、というご推薦がございましたがいかがでしょうか。

～発言なし～

他にご発言がないようですので、小野委員に副会長をお願いすることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

～小野委員を除く全員挙手～

(仮) 議長：挙手多数ですので、小野委員に副会長をお願いすることに決定いたしました。よろしく申し上げます。会長、副会長が決まりましたので、ここで臨時の議長の任を解かさせていただきます。進行にご協力いただきましてありがとうございます。

- 司 会：それでは恐れ入りますが、泉水会長と小野副会長には、会長席及び副会長席へのご移動をお願いします。
- 会 長：挨拶（省略）
- 司 会：ありがとうございます。それではここで、市原市環境審議会の泉水会長へ、市長からの諮問書をお渡しいたします。
- 部 長：諮問（省略）
- 司 会：それでは、ここからの議事の進行を泉水会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議 長：それでは、審議に先立ち、まず、議事録署名人を指名いたします。今回は岡田委員、小林委員にお願いいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。
- 議 長：ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長：それでは、議事2に入ります。「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書について」を議題といたします。内容説明のため事業者が来ておりますので、事務局は事業者を入室させてください。また、本日3名の傍聴希望者が外で待機しております。本審議会は、市原市情報公開条例等に基づき原則公開となっておりますので、事務局は傍聴者も入室させてください。
- 議 長：それでは、新井総合施設株式会社の皆様、当環境審議会にご足労いただきありがとうございます。長い時間となりますがご対応の程よろしくお願いいたします。また、傍聴者の方々にお願いいたします。先程事務局からお配りした傍聴要領をよく守り、係員の指示に従っていただきます。従わない場合にはご退席願うことでもありますのでご注意ください。はじめに、事業者の新井総合施設株式会社様からのご説明をいただいた後、質疑応答をお願いいたします。質疑応答後は審議会委員で審議を行いますので、事業者の方にはご退室いただくこととなります。それでは事業者からご説明をお願いいたします。
- 事 業 者：～自己紹介及び説明（省略）～
- 議 長：ありがとうございます。続きまして、本件に関する縦覧手続き

等の状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局：本件に係る縦覧状況等についてご報告させていただきます。本件に関する縦覧手続き、意見提出の周知につきましては、7月1日の市の広報紙「広報いちほら」及び市原市ホームページにおいて市民の皆様へお知らせしたところです。縦覧期間は7月1日から7月30日までの30日間、市役所環境管理課内及び事業実施区域に近い加茂支所内において、本事業に係る「環境影響評価方法書」及び「当該概要書」の縦覧を行いましたところ、縦覧件数は0件でございました。その他、県庁環境生活部環境政策課内及び君津市市民環境部環境保全課内ほか2施設においても縦覧が行われ、県庁では1件、君津市では3件の縦覧があったと伺っております。また、本件に関する市民の方々からの環境の保全の見地からのご意見につきましては8月14日までに千葉県へ提出することとなっておりますが、現時点では、千葉県から市原市に対しての情報提供はございません。以上でございます。

議長：ありがとうございます。それでは、事業者からご説明をいただきましたので、委員の皆様方、質問等をお願いいたします。また、事業者様は質問に対してご回答をお願いいたします。

委員 B：資料の14ページですが、「第Ⅰ期埋立地」、「第Ⅱ期埋立地」、そして「第Ⅲの1埋立地」、「第Ⅲの2埋立地」とありますが、この「第Ⅲの1」と「第Ⅲの2」が今回の第Ⅲ期の増設と理解してよろしいのですか。

事業者：はい。

委員 C：植物や水質など調査がかなり色々ありますが、コンサルさんがすべて調査するのですか。どういう人達が調査するのですか。

事業者：コンサルタントにも色々な会社がありまして、例えば騒音、振動の調査を得意とする会社、動植物の調査が得意な会社などがあり、そういうところに委託をします。調査した結果を我々が取りまとめます。

委員 D：調査及び評価の手法についてご説明いただきましたが、今稼働している施設についても、このような調査が行われているのでしょうか。

事業者：第Ⅱ期につきましては、同じ条例に基づき調査、方法書、準備書を作成し、これらの公告、縦覧等の手続を行っております。その結果、第Ⅱ期が今稼働している状況でございます。

委員 D：そうしますと、第Ⅲ期が稼働したときに、こういう調査をされる

のは、そのコントロールとしては、今の既存の所でのデータをお使いになるということですか。調査するという事は、どう変わったのかということを知りたいわけですね。

事業者：アセス条例では第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期を含めた形での事業と捉えて予測評価することとなっております。増設の区域はあるのですが、全体がどうなるかということでやります。その意味で調査も改めてやり直しますし、増設ではありますが、増設を含めて事業全体を一つの計画として調査、予測、評価を行うこととなっております。第Ⅱ期につきましては、条例により事後調査を行うこととなっております。アセスを行いました、実際に工事が始まって、稼動して、その段階においてどのように変わっていったかということ进行调查するため、モニタリング調査が義務付けられております。第Ⅱ期の施設に関しましては随時行っているところでございます。アセスとは別個にそのような制度もあります。

委員 D：アセスのことに関しては素人なのでよく分かっていないのですが、疫学調査を行うときは、必ず事前のコントロールというものがないと、その後どう変わったのかということが、行ってから測っても高くなったのか低くなったのか把握ができません。ですから、出発点の、事前のデータが必要になりますが、アセスには必要はないのでしょうか。

事業者：説明が不足し申し訳ありません。ただ今ご説明いたしましたのは、第Ⅲ期を作る前の現状について調査を行います。それが前提となります。

委員 E：2点ほどあります。一つは16ページの埋立計画の中での埋立対象物ですが、この中で、動植物性残渣とは具体的にはどういったものでしょうか。

事業者：動植物性残渣ということにつきましては、私どもは平成16年4月から開業しておりますが、これまでの約10年間でそれほど多く搬入がございません。過去受け入れた実績で申し上げますけれども、トウモロコシを受け入れたことがございます。今後の受け入れについては、動植物性残渣と言われる許可品目に基づくものについては、もし排出主さんの意向があつて、法に基づく基準値以下であることが確認できた上でとなりますが、現在どのようなものを受け入れるかということについての想定をしておりません。

委員 E：受入基準をある程度はっきりしておかないと、動植物性残渣の基準の幅がかなり広いと思いますので、腐敗の問題ですとか、そう

いったものが懸念されるのではないかということが一つあります。もう一つ、水質基準の調査ですが、水底の底質の中の有害物質のカドミウム、砒素、ふっ素等ですが、この埋立計画の中の13品目に特管物が当然入っていないので、毒性のものが出てくるとは限らないとは思いますが、得てして混載で、混合物で色々入ってくると、例えばPCBみたいなものが入ってくる可能性はあるのでしょうか。もしあるとすれば調査対象とする必要があるのではないのでしょうか。

事業者：ご指摘のものについては、含まれる廃棄物が限定されると思います。特別管理廃棄物がそれに値すると思いますが、当処分場では一切の受入をしていないものですので、基本的には事前の契約時に確認できることだと考えております。

委員 E：そういう特管物がこの項目に入っていないので当然だと思うのですが、懸念しているのは、混合物で入ってくるとそういう可能性もなきにしもあらずということです。最後のところで、少し水質の抑えとして、調査項目の中に一つ入れたらどうかというご提案です。

事業者：補足させていただきます。方法書の6-15ページの、2. 供用時、(1)調査の手法、ア. 調査すべき情報、(ア)水質等の状況、の中の有害物質等の箇所にPCBも入っております。一応そういう想定されるものにつきましては調査することにしておりますので、もしあれば把握はできるかと思えます。

委員 F：3ページで、第Ⅰ期処分場で事故というか異常値が確認されたということを述べられておりますが、今後の第Ⅲ期増設にあたり気象災害、異常降雨というものがもっと起こってくる話だと思えます。そういったものへの対処、あるいは第Ⅰ期に起こった問題を、それを今、第Ⅱ期の方で改善措置をし、経験を活かして第Ⅲ期の事業を行うものと思えます。そういう意味では第Ⅲ期の構造がものすごく大事になってくると思えます。そこでお聞きしますが、5ページの揚水井戸の設置による保有水の水位低下についてですが、これは井戸を掘って、水を下に逃がすことによって溢れることを防ぐということでしょうか。

事業者：第Ⅰ期処分場の改善措置の中で、上部の所に揚水井戸を平場から約20mないし22mくらい井戸を掘って、ゴミの中に管を入れております。これは有孔管となっておりますので、そこから保有水が集まってまいります。そこにポンプを設置いたしまして、上から

保有水を抜いております。さらに、下の排水強化ということで、210mと申し上げましたが、新しい1mの配管を敷設しました。下部の排水強化と上からの揚水ということで、上下で排水を行っております。

委員 F：わかりました。要するに周辺に穴が開いていて、そこから水を吸い上げているということですね。深さはやはり最後の遮水膜の所まで行っているのですか。

事業者：そこまでは行かないようにしてあります。そこまで到達しますと、元々の遮水工を苛めてしまうこととなりますので、それを考慮しています。

委員 F：わかりました。次に18ページですが、覆土は掘ったものを戻しているのですか。

事業者：はい。元々、工事の段階で掘り起こした土を仮置きとして置いてあります。それを、小堰堤を作るときや中間覆土に使うときに戻しております。

委員 F：危惧するところとして、先程申しました気象災害への防備について特に心配をしておりますが、そういったものは構造的には大丈夫なのでしょうか。例えば何かあったとしたらやり直すといった、何か経験が活かされるような方法だとよいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

事業者：現状で補足をいたしますが、第Ⅰ期処分場と第Ⅱ期処分場との間に水処理施設があります。ここに調整槽、いわゆる水を貯める槽が30,700 m³ございます。例えば本日現在、それに貯められる量は3万m³に対して22,000 m³が空いている状態です。仮に、集中豪雨やゲリラ豪雨等が降った場合は、1日の現在の水処理施設の膜処理量は日量480tを処理ができます。それ以上に浸出水が入った場合は調整槽にいったん貯め置きます。その容量が総量で約3万t溜められます。現在でも22,000 t溜められる状態となっております。

委員 G：33ページに廃棄物搬入ルートの子測地点がありますが、これは観測地点の問題なので結構重要なことだと思います。完成後の搬入車両の搬入割合についてですが、3つのルートがあり、その割合としては大体30パーセントずつというか、均等に入ってくるという理解でよいのでしょうか。

事業者：まず搬入割合としますと、林道戸面蔵玉線のルートが50台の通行を行います。また、現在も行っています。往路、復路ともこのルートを使用することは可能となっておりますが、運営上のやりや

すきから、復路については林道坂畑線を使っております。また、菅野を経由してくる市原市道 85 号線でございますが、通常、1 日あたりで 25 台が往復するところです。現在、今年の台風 26 号の非常に大きな雨の際に、この市原市道が大きく崩落をしている状況が現在も続いておりまして、ここは、今現在は使っておりません。その他、処分場側としては林道を通行する時間を決めており、8 時半から 17 時半までの通行時間としております。それ以外の深夜等の時間帯には一切通行をいたしません。廃棄物車両は処分場到着時間と、また、場内の埋立作業に支障のないように、この 3 ルートをうまく運用いたしまして通行させていただいておるといふ状況になります。

委員 G：騒音や振動、その他観測項目が基本的には 33 ページの予測地点「1」、「2」、「3」、「4」で調査するということですが、市原市にとって重要なのは多分「2」のルートだと思います。このルートの 25 台というのは全体の何パーセントくらいでしょうか。要するに、市原市側に 1 点の観測地点でよいのかということが疑問な点です。市原市にとって重要なことは市内を通ってくる道ですので、搬入車両が多い場合にはもう少し密な観測が必要なのではないかと思いますので。今後、土砂崩れ等で市原市側の道を使わないということであればそれはそれでよいのですが、その辺の見直しをお考えいただいた方がよいのではないのかなという気がします。これは検討してください。

事業者：まず比率だけお答えいたしますと、75 台分の 25 台が市原市側を通ることになります。

委員 G：観測点として全体の大体 4 分の 1 でよいのでしょうか。

事業者：検討ということでご意見をいただきましたが、ここは福野という所でございます、住人の方々がお住まいになってらっしゃる所を通行しております。そこのポイントを選ばせていただいております。

委員 G：そこに至る途中の道にはそれほど騒音・振動等について検討する必要がないということですか。特に「2」の地点に至る手前の道程にはないのですか。

事業者：予測地点・調査地点というのは、民家とか保育園とか、そういう保全対象となる所を選んで設定しております。市原市道の方につきましては、県道に出るまでほとんど家がない所でございます。「2」の地点については、市原市の石塚という集落がありますが、ここ

は通らず君津側を通りますことから、このように設定しております。

委員 G：わかりました。他の検討項目が絡みますし、すごく重要なことと思いますので、ご検討いただければと思います。それから、53 ページの水文環境のところ、水の流れですが、基本的に山の上から流れてくる雨水がその供給源として考えられるということでしょうか。

事業者：地下水に関しましては雨水が供給源となります。

委員 G：地形的にこれより標高的に高い所はありませんか。

事業者：ここは事業区域が最上流区域となりますので、一番高い所でございます。

委員 G：ここに流入河川はないわけですから、雨水がどのように流れていくかシミュレーションをすればよいということですか。

事業者：ここは御腹川だけにしか流れていきません。地下水の方向も市原市側よりは君津市側の方に傾いていますので、そちらの方へ流れてくると予測しています。

委員 G：処分場の中の水の流れが重要なので、色々シミュレーションされていると思うのですがいかがですか。

事業者：調査としてはボーリング調査を行うことになっておりますので、これに基づきまして、流れの方向とか帯水層の状況などについて把握してまいります。

委員 G：次に、56 ページの地質の方の評価項目で、表面土壌の状況も見ていますが、地層を切り取りますから表面土壌だけではなく、地層の中の砂とか泥とか火山灰の比率の把握、調査はされますか。

事業者：土壌とは表層からせいぜい 1m 程度の所までです。お話いただいたことについては、それ以外の地質の方の話になりますので、地質の方ではどういう層になっているかを把握します。

委員 G：覆土の問題と関連があり重要なことですので。

事業者：その点につきましては調査いたします。

委員 G：これは割りと細かい、泥っぽい地層が多いですか。

事業者：ここは泥岩と砂岩の互層になっています。

委員 G：途中に覆土をするとき、泥っぽいもので結局遮水してしまうようなことが起きると、水を止めるのでかなり問題となりますが、その辺も把握されていますか。

事業者：第Ⅱ期も今、同じ状況ですので、経験として前と同じことをやっておりますので問題ないかと思えます。

委員 G：大丈夫なのですか。処分場の場合には水が溜まると大抵覆土が止めてしまうことが多いのですから、そこは少し、どういったもので覆土するか、吸着性などよく検討される必要があると思いますがいかがですか。

事業者：第Ⅱ期におきましては現在 25 パーセント埋立てが進んでおり、第Ⅰ期の覆土につきましても同じ山砂を使っております。特に第Ⅱ期で申し上げますと、第Ⅰ期の事故の経験を踏まえて、第Ⅱ期で色々改良をやった結果になりますが、滞水をするのが一番怖いわけです。覆土材を使うことによって、そこが非常に水が抜けにくい層を構成することが怖いわけですので、第Ⅱ期の埋立場内では、相当な頻度で我々も水位観測を定点で実施しておりまして、非常に良好な状態になっており、第Ⅱ期においては滞水があまりない状態となっております。

委員 G：わりと好気性になってきているのですか。

事業者：好気性に近い準好気性であるのと、排水能力を高めたことで、降った雨を溜めることなく、できる限り排水できているということもあると思います。それは当然、山砂、中間覆土層を何層にも行っておりますので、その様な状況からも浸透性を阻むような状態での山砂ではないと思います。

委員 G：土壌によってはあるイオンを吸着するので良い効果もありますが、抜けてしまうこともあります。対応されているということによろしいと思います。次に 81 ページの温室効果ガスですが、これは CO₂ だけでなく N₂O を評価項目に加えるべきだと思います。特に廃棄物搬入車両ですので、CO₂ だけではなくて N₂O を算定されますか。

事業者：検討はさせていただきます。

委員 H：基礎的な質問になりますが、第Ⅱ期、第Ⅲ期の改善強化策について、維持管理の強化とあり、非常によい言葉ですが、例えば排水管の整備はどうするかなどといった具体的な説明をお願いします。また、第Ⅲ期処分場の改善策を含めて、排水機能の強化、これはどこで捕集して、どういう処理技術をもって問題になる水質を処理できるのかという具体策があったらお伺いします。次に 16 ページですが、問題は発生源となる埋立対象物ですが、これは建築物の廃材と考えてよろしいのでしょうか。例えばこの中にある塩類、塩化ビニルを燃やした物ですが、この煤塵がどう影響するかが心配なところです。先程 PCB の問題も指摘されておりましたけれど、そういう観点から問題が抽象的というか、埋立対象物から推測で

きる有害物質が何かということについても詳しく調査していただきたいと思います。次に、21 ページのフロー図ですが、中和槽というものは非常に大事なものです。その次に生物学的脱窒素設備がありますが、これはバクテリアか何かに食わしてやっているのでしょうか。それで COD がそれくらい下がるか。一般論的なことを言いますと、あるコンビナートでは、工場から排水するのに COD を 30ppm までにして海水に放流するという管理基準があります。処分場ではどのくらいの COD で排水されるのかお聞きします。最後に 29 ページ、これは大気に関する一般論となりますが、窒素酸化物、いわゆる NOx を対象としているわけですが、SOx はあまり対象にしないという考えでしょうか。大気は窒素酸化物と硫黄酸化物が一般論として考えられます。ご説明をお願いします。

事業者：維持管理の強化ということが抽象的な表現があるかと思いますが、具体的なところを少し申し上げます。第Ⅰ期と第Ⅱ期で特に違いますのが、維持管理会議というものを創設しております。この会議につきましては、毎週木曜日に、必ずその 1 週間で行われていることについて網羅、確認するため、色々な予測、懸念などの課題を確認した上で、今後の対応策を協議するための機会として設けたということが一つあります。また実際の、足元の実践という面では、第Ⅰ期と第Ⅱ期については、点検項目、点検の経路、点検者についても同じ人物がやらず、必ず人を変えながら別の目線で見えていくこと、また、それぞれの観測井、水質、水位など詳細にわたってそのポイントを決めております。項目としては毎日管理するもの、毎週管理するもの、毎月管理するものとあります。特に毎週、毎月管理するものについては、毎週実施している維持管理会議の中で必ず全項目を、責任者である私が必ず毎日確認しております。さらには、会議だけではなく、私が自分の目でも見ております。そういう意味では、1月1日の元旦は別にいたしまして毎日休みなく確認をしていくということで、眺めるだけではなく、点検でございますから、点の視点での検査を必ず行っております。維持管理マニュアルというものは、普通は書棚に入って締められてしまうことが極々一般的と思いますが、私どもには魂のマニュアルですので、それは県庁のご指導のもとで作り上げた相当なマニュアルを持っています。これはどこに出しても恥ずかしいものではありませんし、マニュアルはそこで停滞するものではありませんので、毎日毎日が改善、改良でございます。必ずこの

職員、職場の意見、並びに我々が課題とすること、それを週 1 回の会議をもってきちんとそれを審議した上でマニュアルを見直していくということを日夜続けております。本日は持ってきておりませんが、これはいつでも見れるようになっております。何かの機会に、また具体的にご説明できればと思います。

委員 H：そういう実例をディスプレイで挙げていただければ説得力がありますよね。

事業者：はい。そのようなものを用意はしております。また、職員の実践にあたりまして、毎週水曜日の夜 6 時から 7 時はマニュアルの勉強会ということをやっています。マニュアルは忘れがちになるものですから、原理、原点、原則に立ち返りまして必ず勉強会を、またその記録も議事録として毎週我々を通った上で保管をしております。こういったことも取り組みの一つとしてやっております。次に、第Ⅲ期への具体的な対応策ということについては、第Ⅱ期で排水の強化を図っておりますので、その検証はもとより、一、二例だけご説明申し上げます。第Ⅰ期で漏水した原因については十分に把握しておりますので、それを踏まえて第Ⅱ期では水を溜めない、速やかに水を流すということを今、原則としてやっております。小堰堤につきましては遮水シートで巻くような構造になっておりますが、最悪な場合でも外に水を流さないということを原則にしてやっております。予想外の雨についてですが、今、日何ミリとかということ考えておりますが、それ以上の雨が降ったときには、一時的には処分場内に水は溜まります。しかし、それは徐々に排水し、健全な準好気性の方に持っていきたいと思っております。第Ⅰ期、第Ⅱ期では底面に砂利砕等は敷いていません。第Ⅲ期ではそういうことを踏まえまして、とにかく水を速やかに流していくと。その他、処分場内の暗渠排水は第Ⅰ期も第Ⅱ期も 1 ルートしかありませんが、第Ⅲ期では 2 ルートにしまして、詰まることはないのですが、何かあったときには 2 系統で排水できるようにしていきたいと思っております。それと、第Ⅰ期では背面に直堰堤というものがあまして、背面に全面的に透水性の砂利層とかを設けて、とにかく場内に水を溜めないということの精神でやっております。また、今後、第Ⅱ期の状況を踏まえまして、まだ工事までには大分時間がありますので、良いものはどんどん採用していこうと。遮水シートについても、今現在、私どもが使っている物が一番良い物と思っております。

すが、これも 2 年後 3 年後にはまた良い物ができる可能性もあります。それから、防水検知システムを第Ⅱ期で設置しておりますが、これはほんの小さい穴で水が漏れればすぐ漏水検知器が作動しまして、チェックしますとやっぱりほんの細かな穴が開いています。これについても第Ⅲ期でも当然採用しようと思っておりますが、これ以上に良い性能の物があれば、そういうものを採用して、とにかく外に保有水を流さないということで考えております。また、埋立ての廃棄物につきましては、先程 16 ページでの質問がありました。私どもが受け入れているものの一例としては建設廃棄物というものもございます。ございますけれども、まず一つは中間処理施設というものがございます。中間処理施設というものは砕いたり、燃やしたり、若しくは選別をする工場ですが、そういったような所から入ってもきます。それから建設現場からも入ってもきます。解体物もそうなのですが、掘り起こした物も当然基準以上の物があった場合は産業廃棄物となります。もう一つはインフラの方ですが、トイレから下水処理場です。下水処理場から処理された汚泥、こういったようなものが入ってきます。それから飲み水。蛇口からひねって水を出すわけですが、浄水場から処理されて出てくる汚泥なども入れております。また、家庭用の生ゴミ。生ゴミを焼却する焼却炉がありますが、一般廃棄物になりますが、その生ゴミから発生しうる燃えがら、煤塵も入ってまいります。ただ、煤塵につきましては、福島原発の問題以降、どうしても放射能の流出の恐れがありますので、一応埋立てでは 8 千ベクレル以下であればいいのですが、包まなければならないという、これは環境省が出しております特措法に基づく埋立てが、私どもの処分場の埋立方法には現在では合致いたしませんので、その煤塵についての受入れは自主的にしておりません。次に、水処理、放流にあたりまして COD というお尋ねがありました。元々第Ⅰ期の処分場においての河川放流については、まず法基準は COD でいった場合は 20mg/L ですが、私どもでは第Ⅰ期においては自主的に 10mg/L で放流をしております。これは自主管理です。法律は 20、当社の中では 10 です。中和槽等のお話がありましたが、そこはちょっと説明は省略いたしますけれども、現在、脱塩というものを第Ⅱ期で実施してございまして、さらに COD につきましては、現在、河川放流させていただいておりますのは、およそ 4.3 を超えることはないくらいの濃度です。先程 30 という一般的なお

話がありましたが、当処分場から出ております COD については工場より下回っております。COD がそういう状況ですので、BOD にせよ、ふっ素、ホウ素にせよ、トータル窒素にせよ、等につきましても、後は省略いたしますが、それ相応の非常に低い濃度の水で出させていただいております。また、COD で補足させていただきますが、平成 25 年度の放流水の COD の放流実績ですが、マックスで 2.7 です。平均すると 1.6mg/L で放流させていただいております。SOx については方法書の地域概況に入れてありますけれども、濃度が非常に下がってきておりまして、色々な対策が進んでおりますし、自動車に関しましても排出量が非常に小さいので、環境濃度は非常に下がっております。今回、廃棄物搬入車両や工事車両の影響を予測するわけですが、SOx に関しましては完全というわけではありませんが、ほぼ問題ないレベルとなっておりますので、それよりは窒素酸化物、浮遊粒子状物質の方が影響を受けるということでその二つを対象としております。なお、誤解があってはいけませんので補足いたしますが、廃棄物から出てくる COD が低いわけではございません。廃棄物ですからそれ相応の COD の濃度です。具体的に、例えば 100mg/L 以上の濃度の COD が確かに出てきますが、後は水処理施設の中で、先程のフローの中にある COD の吸着等を含めて活性炭等を使って、若しくは脱塩していますので、逆浸透膜を使っておりますが、そこで落とした上で出ている数字が今申し上げた数字となります。

委員 B：話を聞けば聞く程、何か矛盾を感じています。施設としては大変優れている施設だと思えます。しかし、先程、搬入路に林道を使うというのがごく当然のように説明されています。林道はいわゆる森林の木材を出したり、森林を管理するための道路であって、本質的にこの廃棄物を搬入するための道路ではないわけです。それで林道というと、例えば林道戸面蔵玉線にせよ、林道大福山線にせよ幅員は 4m しかありません。しかも県道や国道と違って、コンクリートで路肩をがっちり固めてあるわけではありませんので非常に脆い路肩です。林道坂畑線も同じです。また、市原市道も幅員 6m という所が多いですが、元々林道ということで開設しました。それを市の方が受取って市道にしたということだけであって元々は林道です。ですから林道を作るときに幅員は非常に狭い。幅員 4 メーターの両側 50 センチ 50 センチが路肩なので中は 3 メートルです。しかも林道を作るときには切り取り、盛土で路体を

作り、現地発生材で盛土します。ですから、国道や県道を作るように、土質を選び、転圧をした頑強な道路ではないわけです。そういうふうに非常に搬入路は弱い中で、林道大福山線、林道坂畑線、元林道であった市道を使って、処分場の中はこれだけ立派でございましてと言っても、まさに、この入ってくる搬入路、排出路は非常に脆弱です。ある意味非常にアンバランスな施設であると言わざるを得ません。そのために、この中で色々面白いことが書いてあります。27 ページの項目選定における重点化ですが、静穏な環境が必要とされる施設や集落等への配慮と書いてあります。非常に立派なことが書いてありますが、実際には戸面の住宅街、集落があって、福野、それからもう一つの君津の方の集落を通ります。林道坂畑線については、当初、この道路を使うことを強烈に反対しておりました。その理由は、橋が重量構造物に耐えられないから駄目だということで、橋の安全設計から、荷重強度から拒否していたのです。それがどういう訳で、林道坂畑線がいわゆる空車(からぐるま)にしても、どう整備したか分かりませんが、処分場の中がこれだけ立派でこれだけ維持管理をやっていますよ、と言うぐらいであり、しかもこれから 20 年 40 年と使うわけですから、どのようなゴルフ場であれ、宅地造成であれ、自分が搬入路を作るのが当たり前ではありませんか。搬入路が非常に脆弱な林道で、林道の敷地というのは森林所有者からの無償提供で作っているのです。だから森林所有者は反対するのです。自分たちは山の開発をやるために林道を作ったのだと。考えてみてください、実質 3 メートルの中にあの大きな廃棄物の搬入車が行き来するのです。そういった中で、自然環境と触れ合う場として、人数が梅ヶ瀬の方が多くてこっちが少ないと言われても当たり前ではないですか。怖くて皆さん入れませんよ。そういう都合のよいことばかり言っている気がしてならないのです。だから立派だと言えば言う程、それに対して搬入路、搬出路はいたって脆弱だということを私は思います。このことについては、私は何年も言ってきましたし、特に戸面の方へ連なる県道は細いですから、石塚の方から来る県道から独自に搬入路を作りなさいということを盛んに言っているのですがまったく受け付けていませんね。27 ページに書いてある静穏な環境が必要とされる施設や集落等への配慮、こういうことを書くくらいなら、何年かかっても、とにかく相当管理が長くかかるなら、独自の搬入路を作りますとなぜ言えないの

ですか。私はそこに非常に大変な欺瞞というのを感じます。その欺瞞というのが時々出てきています。例えば、鳥の調査で言えばアオバトがいると言っているけれど、アオバトがいることを誰が確認したのですか。アオバトというのは海水を飲みます。そのためにアオバトを調査するには、海の岩場に出て、岩場から出てくるアオバトを観測するしか方法はないのです。何かの文献にちょっと書いてあることをちらっと入れて、調査したようなことを言っているけれどそういう欺瞞が出ています。一番の欺瞞が、処分場の中の施設が立派だと言えは言う程、搬入経路、搬出経路の脆弱性が浮かび上がってきて、どこでどんな震災が起きるかわかりません。こういう施設が必要なことも分かります。分かるのですが、そこまでしっかりしたことを言うのであれば、是非とも搬入路を作るように社長さんにご提言いただきたいです。独自の搬入路をきちんと作るべきです。ゴルフ場しかり、大きな住宅団地はみんな独自の搬入路を作るではありませんか。なぜ、産業廃棄物の施設では作らないのですか。それは、基準をきちんと作らない県の方もどうかしていますが、やはり、市原市としても君津市としてもこれはきっちり言うべきです。それでなければ、いいですか、4m やそこらの道路に、集落が張り付いている所にダンプが行ったり来たりして、1日に50台だ75台と言っていますが、生活が壊されてしまうではないですか。林道を開設するときも、集落の中の昔からの道路は集落の風土や生活習慣を守るために利用せずに、むしろ避けるようにすることが基本です。まして廃棄物を運ぶためでしたら余計に配慮すべきだと思います。そういうことをきちっとした上で、そういう立派なことを言ってもらいたいと思います。是非社長さんにお伝え願います。

議 長：今の搬入路に関する内容について、事業者の方、何らかのご意見、ご答弁をお願いいたします。

事 業 者：社長の新井に伝えてくれということですので、ご意見については伝えるようにいたします。よくご存知でいらっしゃるということはお聞きしてしましてよくわかりましたし、林道坂畑線の湯名沢橋の橋梁耐力につきましても、空車(からぐるま)というご発言もいただいたくらいですから。先程の搬入路というのは戸面蔵玉線を50台で上がって、湯名沢橋が14tという強度になっておりますので、この林道の使用許可につきましてもは林道であるが故に色々な制限があり、車両の自重と荷物の荷重を合わせた総重量では20

tを超えてはならない、ということです。また、その搬入の通行台数についての制限も非常に厳しく、また、通行時間という制限もあります。さらに、日曜日、祝日は通行してはならないという制約条件がある中において、我々としては使用させていただいているという状況から、警備員を相当数立てた上で、これを誘導しながら、一般車両を最優先ということを大前提としてやらせていただいております。また、その周辺には部落がいくつもございまして、蔵玉、石塚、福野、坂畑を含めまして。例えば亀山地区においては14自治会という自治会としては統合されました亀山環境問題対策協議会という連合自治会があり、そこに対する1年に1回の総会を含めた個別の説明等もきちんとさせていただいております。また、広い範囲で色々な方々が、秋の紅葉の時期になりますと遊歩道にもなったりしますから、相当慎重な運営には努めております。ただ、約10年間通行をさせていただいている中で、昨年の台風26号では当該地区において350ミリの雨が降りました。時間単位では42ミリ、朝の5時から6時に相当な強い雨が降って、市原市道等においては崩落がありました。この林道関係においては大崩落がまったくなかったということが幸いでしたが、我々の運営関係における慎重態というのは、許認可に基づいて徹底していませんと、これは通行出来なくなる訳ですから、襟を正して毎日やらさせていただいております。地元につきましても、車両の通行も当然あるわけですから、地元に対する和合、融和にはそれ相当地に我々なりに気を配りながらやらさせていただいているという状況であります。その上で、今の最後にお話をいただいた、独自のルートを開通させればよいではないかということについては、ご意見としては報告させていただきます。また、今のお話で少し補足させていただきますと、委員のおっしゃったように林道は本当に脆弱なものです。私どもは開業以来、路肩の崩壊、色々な所を含めて20数箇所の補強をしております。舗装につきましてもやはり大型車両が通るために痛みますので、このことについてもかなり多くの舗装の修復をしております。これは中部林業さんの方にお問い合わせしたり、君津市の方にお問い合わせしたりして、当社の車は当然ですが、できるだけ一般の車両が通行するにあたっては、やはりガタガタなっていたり、舗装が剥げたりするとご迷惑をおかけしますので、それは見る度に補修を心がけております。また、地元の人達の意見が非常に気になるところでありますので、今年の大

雪では数日にわたって 2m 位の積雪がこの場所でございましたが、生活用の道路にもなっておりますから、特に地域に関しては、我々の除雪部隊が先行して出るわけですが、県道、市道よりは若干我々の方が早いというくらいに、地元の方々と一緒に雪かきをしたり、生活用道路としての確保といったようなことを、一つの雪の事例にはなりますが、そのようにとにかく日夜務めているところでございます。

委員 I：自然豊かな山林を埋立てるということで、第Ⅰ期は 90 パーセント終わっているとのことですが、その前に野生生物の生育状況を評価するということも行われたのでしょうか。もし行われたということであれば、現在、第Ⅰ期が 90 パーセント終わっていて、第Ⅱ期も半分くらい終わっているのですか。それで、第Ⅲ期をはじめるとあって、それをどのように評価して次に繋げるのでしょうか。また、自然豊かな山林を埋立てて、廃棄物を受け入れていくことが本当に必要なのか。他に廃棄物を処分する場所が確保できないのかなと思って、ちょっと心配しております。

事業者：第Ⅰ期は 90 パーセント、第Ⅱ期は 25 パーセントという状況になっております。動植物の生態系に関して、第Ⅰ期埋立て開始前に調査しているかどうかについては、第Ⅰ期のときには県の条例にかかる規模ではありませんでしたので正式には調査が表に出ないのですが、自然環境調査ということで植生調査、動物調査というものを行っております。第Ⅱ期に関しましてはアセス条例にかかりましたので、作る前に今回と同じように調査を行い、評価書として影響を予測させていただいております。第Ⅲ期は先程申し上げましたように事前の調査をしていくこととなります。情報の蓄積としてはそれについて持っていますので、そのときの影響等を踏まえて動植物がどうなっているか参考にしていきたいと思っております。また、現在の怒田という場所以外に会社として処分場の候補地を決めていく考えはあるのかというご質問だったと思いますが、我々も怒田という所で平成 9 年くらいから、許可は平成 13 年でございましたが、平成 16 年から開業して 10 年間、我々もこの場所で根を張って、地元企業になっていきたいという強い信念のもと、ご理解をということ、最終処分場というのは迷惑施設ですから、総論は賛成なのです、必要な施設だと皆さんおっしゃっていただく。しかし、何でここに、ということがまた個別の話となります。総論賛成、各論反対みたいなですね。我々とい

たしますと、何でここでだ、ということで、ある一部の住民の方から随分言われたりするのですが、今我々がやらせていただいていることを、いつかはわかりませんが、ここで商売をやっていく以上は理解をいただけるように、しっかりと根を張らせていただけるように努力をしていきたいと思っております。また、私どもの施設を、第Ⅱ期の開業後千人以上の方々が見学されていますが、これは他県の方々、外国の方々、相当見にお越しになっています。我々がやっていることをそのままお見せしますから、そういう意味では我々が培った、ノウハウになるかは分かりませんが、そういったものを供給できないかというようなお声掛けを下される方々もいらっしゃいます。そこはまだ、他の候補地について選定をしている所はありませんが、将来的にそのようなことが実際にあるかどうか分かりませんが、可能性があるとなれば、その検討ということもあるかもしれません。今現在そのような考えは持っておりませんが。

委員 J：この梅ヶ瀬溪谷からの遊歩道を、野鳥の会では探鳥のルートとして紹介しております。ですからよく知っている道で月に2、3回はここを通っております。今、お話を聞いてきて、こういうものをやるのは結構ですけれども、第Ⅰ期、第Ⅱ期の工事の際に3番の地点で非常な悪臭がありました。もちろんわかってらっしゃいますよね。ものすごい悪臭でとてもじゃないけど窓を開けて車で走れないくらいでした。本当に昔のトイレの中に頭を入れちゃったような、ものすごい悪臭が何年にも渡ってずっとしていました。それはモニタリングの中でも掘んでらっしゃると思うのですが、それと同じことがこの第Ⅲ期の所で起こりますと、その真横にあります、ヤマトタケルノミコトを祭るような、大福山の白鳥神社という非常に由緒正しい神社の横にもものすごい悪臭が漂ってくるかと思っただけでも私はもう許せない感じがいたしておりますので、汚泥を入れるのであれば、第Ⅲ期の所にははっきり言って入れないでいただきたいと思えます。汚泥の受入れは、この第Ⅲ期の所で実施されれば当然風向きからして、大福山展望台や梅ヶ瀬溪谷から気持ちよくハイキングで上がってきた人達が、展望台でみんなご飯を食べますが、そこにトイレの悪臭のようなものが漂ってくるようなことは本当に困りますので、悪臭に対する何らかの対応をしていただきたいと思えます。次に、先程から言われている林道の件ですが、福野小学校の前の佇まいなどは非常に美し

いものです。また、白鳥神社の下の門の所は鬱蒼とした森林に囲まれた苔むした場所です。そういった場所をただの森の中の道路だというようには捉えられません。そこには文化的な価値や私たちが感じるものがあります。それはお金には変えられないものです。地図で見ただけではわからない、その場に行かなければわからない良さがその道路にはあります。その道路伝いには風蘭も自生しています。そういった所にトラックが通れば干渉しますので、着生蘭がなくなってしまいます。環境調査以前にこういう所を通るのは非常識だということをよく考えていただきたいです。ここは市原市では一番自然度の高いホットスポットですから、そのような場所に、悪臭やら美しいものがなくなって消えてしまうようなことを、黙ってここで、はいそうですかと聞いているわけにはいきません。このことにつきまして、どのようにお考えかお話を伺います。

事業 者：住民説明会でも今のようなお話はいただいたりしています。先程の話にもありましたが、総論賛成、各論反対も随分ありまして、それぞれの場所で何かをしますと、その場所においての色々なご意見は当然出てくるのであろうなど。それを踏まえまして、例えば今言われたようにその悪臭と、汚泥を入れるなど、確かにそれは生活としてトイレから出てくる汚泥をどこかで処理しなければいけないという意見は当然ありますが、なぜそこに入れるのだ、というようなご意見もあろうかと思えます。

委員 J：第Ⅲ期の方に入れないで欲しいということです。第Ⅰ期、第Ⅱ期については、確かにこちら側も山林になっておりますから、多少臭いが出て人間にはそれほどは関係してこないと思えます。ただ、第Ⅲ期の方に入れてしまいますと、こちら側は自然の保護地域になっていて皆さんが歩いてらっしゃいますから、そういうところに悪臭が漂って来るのが気がかりです。汚泥をこの施設に絶対入れるなどという話ではないです。

事業 者：わかりました。我々もインフラをやらせていただいている以上、それを続けていきたいと思っておりますし、千葉県民の生活をまずもって守っていくことも使命であると思っております。まず、臭気対策としては、廃棄物を埋立てますと、即日覆土というものを毎日します。この覆土の意味合いというものは大きくは二つ、一つは臭気対策です。もう一つはゴミを飛ばしてはいけませんから飛散防止です。さらには原発以降においては空間線量の、作業

員に対する被ばく線量の低減策ということもあり、その 3 要素かもしれませんが、その即日覆土に関する徹底と、臭気に関しての、例えば計測ということのきちんとした形と。下水道汚泥というのは非常に臭いです。我々は現場で長靴を履いてその上を歩きますから。臭気については林道を、歩道を歩行される方々の臭いの発生源に我々は立っておりますから、そこへの気配りというか、臭気を出さない。また、施設内には地元出身の女性職員を含めて何人も従事しておりますので、配慮することは当然していきたくて思っております。第Ⅲ期への搬入につきましては、私は今申し上げましたように、きちんとした維持管理だということをおっしゃっております。埋立てている最中は当然露出しておりますが、きちんとして毎日覆土することによって臭気の低減に努めてまいります。当然そこに従事している作業員に対しての配慮もさることながら、その付近を歩かれる方々、福野の方々も女性の方々も散歩しています。私もよく一緒に散歩しています。よく分かっております。そういう方々やそれ以外の方々に対しても、まったくないかと言いますとそれはなかなか難しいわけですが、それをどれだけ低減して、皆様にそれくらいならば、と言っただけのような、理解いただけるような努力はしていきますので、現時点で第Ⅲ期に入れないようにしてもらいたいということにつきましては、ご意見としてはおっしゃることがあるかと思いますが、事業者といたしましては、しっかりした維持管理に努めてまいりたいということでお答えいたします。

委員 J：確かに最初の頃、作りたての頃よりは確かに臭いは低減してきています。だから努力されているのだなというようには思います。益々の努力をお願いしたいと思います。

議長：もう大分時間が過ぎ、質疑が尽きないようですけれども、時間にも制限がありますので…。

委員 F：一つだけよろしいでしょうか。第Ⅰ期から新井総合さんの方で色々な植生調査、哺乳類や鳥類などの調査などを行ってこられ、アセスメントもずっとやってこられたわけですね。

事業者：第Ⅰ期はやっていません。第Ⅱ期からです。

委員 F：確かこの審議会でも、第Ⅱ期目の準備書段階で審議したことを覚えておるのですが、そういう意味では地元のことを非常に理解されているというように私は理解をしたのですが、個別の植物とか動物も含めてですが、個別の調査ではなくて、それらの相互関係

が非常に大事であると思います。例えば猪とか鹿が最近田畑を荒らしているといった話があって、多分そういったものが動物の影響も出ているのかなど。かつてもあったのだろうし、これからも出てくるのではなかろうかと思っております。そういった、それぞれ植生と動物とかの因果関係みたいなものもわかるような調査方法で行っていただいて、もし影響があるとなったらそれを恐れずに公表して我々に知らせて欲しいと思います。実は影響のあるのは当たり前なのです。しかし、今色々な方法がありますので、いくらでも回避をすることがあると思います。しかし、問題はこれらの因果関係がわかるような調査方法を、是非、我々としては知りたいと思います。調査が進む段階で、こういう因果関係がありますみたいなことがありましたら、是非それを教えていただきたいとは思っています。これを方法書としてお願いしたいと思しました。

議 長：質疑の方も尽きないようですが、時間に限りがありますので、この辺でまとめて審議に入りたいと思います。事業者の方はご退出の方をお願いします。ありがとうございました。

～事業者退室～

議 長：それでは審議に入ります。多方面においてかなり活発な意見等がありました。また、まとめの意見をお願いします。

委員 G：私は市外なので少し客観的に聞いておりましたが、悪臭に関する意見につきましては、今日の審議の内容からすると、評価方法書についての審議ですので、悪臭のモニタリング点を増やすといった要求をするしか方法がないと思います。その際、先程もご意見がありましたが、因果関係があれば解明するように条件を付けていく。評価方法書については、OKはするが条件付ですと。その条件の一つは悪臭のモニタリング点を増やしていくこととか、悪臭が発生した場合はこういうものを入れている可能性があるからだとか、因果関係についての解明を条件にしていく。また道路についても説明の中で言われていましたが、新しく作る気は多分ないのでしょうから、例えば補修等の費用については会社負担にしていくとか、市と協力してやっていくと言っていましたが、費用の部分は会社負担していくとか、市原市側の雇用者を増やしていくとか。認可されることになるか分かりませんが、地元には利益があるような条件をつけた形でやらないと全員一致でOKということには絶対ならないと思いますので、考えて答申された方がよいと

思います。

委員 J：この道ですが、両側がこの様に削れて、尾根、稜線なのですよ。今、既に、何箇所か崩落していて大型車が通行止めになっています。普通車でも行き違えない所が何箇所かあります。そういう道を通してもらっては困るので是非反対したいと思っていますが、ちょっとこの中でそういうことが言えなかったので、すみませんでした。

委員 B：方法書ではあるけれども、やはり基本的に、繰り返しになりますが、廃棄物の施設と搬入路のアンバランスについて、こういうのではないと思います。これをいつまでも地元である君津市や市原市が黙って見過ごすことはないので、ここは管理型でずっと施設があるわけですから、この第Ⅲ期にあわせて道路を作れという話ではなくて、一つの目標として、独自の搬入搬出ルートを作りなさいということを書いてよいと思います。

委員 G：その場合、新しく道を作った場合の環境影響というのはどうなりますか。その方が自然を壊すということになりませんか。

委員 B：作る道路は、ルートの的に石塚の方から来る道路に沿って一本作るしかないです。

委員 G：新しい道を作るのですか。

委員 B：そうです。事業地が広いですから、そうでなければ石塚から途中まで上がるにしても、そこの部落に入る前から事業地の中に持っていけば買収地も非常に少なく済むと思います。まして道路構造から言えば H 形鋼で高架の道路がいくらでも出来るはずですよ。かなり狭い面積で出来ると思います。それらを条件として入れてもよいと思います。石塚の方から通すことについては住民も断固反対で相当運動もされていきました。それが 25 台市原市が通すことを最初は認めていなかったものを、なぜ認めるようになったのか、その辺をむしろ聞きたいくらいです。

委員 G：先程、除雪の話がされましたが、会社負担でたくさん地域にとっていいことやってくださいという選択肢はないのですか。

委員 B：そういうことは当たり前のお話ですよ。自分達が普通の乗用車ではなくて、廃棄物を運ぶ大きなトラックを林道みたいに、下層路盤、上層路盤、その上に舗装という 3 層になっている林道なんてないのですから、そんなのいくら舗装が凹んだからと言って後でやってもまたすぐに凹みますよ。元々きちっとした道路構造令に基づくような道路ではないのだから。壊れたら直すというが、業

者は通れないと商売にならないのだからやらざるを得ない。除雪しなければ自分達の車が入れないから当たり前の話ですよ。地元で雇用を多くしてもらおうなどと言っても、地元の人は進んで行くでしょうか。

議 長：搬入路に対する厳重な管理をすると。

委 員 B：将来的には独自の搬入搬出道路を設けなさい、ということです。

議 長：会社側が自主管理をしなければならないし、そういうことが必要というご意見ですね。

委 員 B：はい。そういうことを書いてもよいと思います。一番いけないことは県が県営林道の利用を許可したことです。これが本来一番いけないことでしょう。その当時、私は県にいたので補足すると、その頃、法律の「上乘せ」とか、「張り出し」という言葉があって、法律で決めた以上のことを決めると法律違反になるから裁判に負けるという理屈が非常に一般的だったのです。これは市の方も条例を作る上でお分かりだと思います。しかし、法律というのは全国を見て平均的なもので法律を作っているわけで、地域によって状況が違うわけですから、あるものによっては上乘せの法律を作ったり、張り出しの法律を作ったりしても構わないというように、平成 14、15 年から変化してきました。昔このように許可したから継続的に許可するというのではなく、事業の継続をやめろと言っているのではないのだから、作らなければ今すぐやめろと言っているのではないのだから、当面は維持管理しながらやりなさいと。しかし最終的には 4m、実質的 3m の道路に廃棄物の車がどんどん入ってしまって、どう考えたって集落の人たちが安心して住めるわけがないのですから、独自の搬入、搬出路を作りなさいと言っているのです。

議 長：時間に限りがありますので。色々な意見が出まして、質疑のときにも色々な意見が出ましたので、それらを全部まとめて答申するようにしようと思います。これは採決、是非を問うものではありませんので、意見としてまとめて答申するものでありますので、そのようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 B：結構です。

議 長：それでは、時間も 2 時間以上過ぎてしまいましたので審議を終了して、私の方で答申書を作成することにいたしたいと思います。続きまして議事 3 の「その他の報告」が事務局からございますのでお願いします。

事務局：はい。市原市では生物多様性地域戦略を策定しようということで事務を進めております。このことについてご報告をさせていただきます。今年度、来年度の2年をかけまして、本市の生物多様性地域戦略を策定する予定でございます。来年の後半になりますが、この戦略の案が出来上がる予定となっておりますので、その際、この環境審議会の委員の皆様からご意見やご提言等を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。この戦略の策定の概要につきまして、今からご説明いたします。

～説明（省略）～

議長：ありがとうございます。報告事項ではありますが、この件について、何かありましたらお願いします。

委員 I：今の報告と直接の関係はありませんが、市原市も君津市も40年くらい前と比べて山の荒れ方がひどいです。そこにまた廃棄物施設を作る、許可をするということがどうしても分からないので、これからはそういうことを許可しないようにして欲しいと思います。山の自然を守るにはやはり手入れが必要ですが、今は何も考えていないのです。竹も回復するということがボランティアが身近な里山は行っていますが、本当に荒れている、生態系を守らなければならない山には一歩も踏み入れておらず、そこでは大きな木も枝がバラバラに茂っていて、下は薄暗く、低い植物もうまく育たず、もう入れないです。将来子ども達に自然環境を残していくのであれば、みんなで考えて手入れをしていくことが重要であると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長：それでは、この他に意見等あれば、事務局の方へ文書、FAX等をお願いします。ありがとうございます。以上を持ちまして本日の議事を終了いたしたいと思っております。傍聴者の方には、議事が終了しましたので、資料を事務局の方にお返しいただいた上で、ご退室いただきたいと思います。

～傍聴者退出～

議長：皆様、ご協力ありがとうございました。多少会議が長引いてしまいました。お疲れのことと思っております。どうもありがとうございます。それでは事務局に進行をお返しします。

司会：泉水会長、ありがとうございます。ここで、事務連絡をさせていただきます。議事録につきましては、作成後、議事録署名人に指名されました委員の方に確認していただきたいと存じます。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。また、

報酬等につきましては、お知らせいただいております口座にお振り込みをさせていただきます。事務の手續上、約 1 ヶ月後の振込となりますのでご了承くださいますようお願いいたします。以上でございます。これをもちまして本日の審議会を終了といたします。委員の皆様、本日は長時間にわたりましてご審議いただきまして誠にありがとうございました。

閉会